

【周知】大学施設の使用・貸出について

令和3年1月22日

公立大学法人秋田県立大学 総務本部長

秋田県からの新型コロナウイルス感染防止に係る県外との往来における感染防止対策の徹底等についての依頼を受け、本学でも新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への基本方針をより厳しく変更しています。

これにより、本学においては、大学施設の貸出について、以下のとおりとします。

○大学屋内施設貸出中止の継続

厚生労働省等により、感染拡大を防止するために、外出時には①換気の悪い密閉空間②多数が集まる密集場所③間近で会話や発声する密接場面、の「三密」を避けることが重要とされております。このため、本学におきましても、**屋内施設の貸出については、今後も引き続き中止を継続します。**また、再開については、状況の変化により対応していきますので、都度追ってご連絡致します。

○屋外の施設（陸上競技場・野球場・テニス場等）の貸出の中止

屋外の施設については、上記のような「三密」の状況を形成するものではありませんが、屋外施設においても、利用者どうしの接触や近接等により、感染の原因となることはあり得ます。このため、新型コロナウイルス対策の厳密化、状況の切迫化を踏まえ、改めて冬期間の貸出を中止とし、令和3年3月末までの貸出を中止します。ただし、状況の変化に応じて4月以降も貸出中止措置が継続されることもあり得ます。その際はその旨周知します。

以上